

年度間の所得変動に係る経過措置 Q & A

- Q 1 平成 19 年度の市県民税を納付していますが、会社を退職し 19 年中の収入が大幅に減りました。市県民税は減額になりますか？
- A 1 平成 18 年分の所得税が課税された方で、平成 19 年の所得税が非課税の場合は減額の対象となり、平成 19 年度分の市県民税を税源移譲前の税率で計算し直すことが出来ます。納付された平成 19 年度分の市県民税について還付を受けることが出来ます。
- Q 2 父は、平成 19 年度の市県民税を納付していましたが、平成 19 年中に死亡しました。この場合、減額対象となりますか？
- A 2 減額の対象になりません。平成 19 年度と平成 20 年度の課税所得を比較して低所得者への配慮として設けられた措置であり、平成 20 年 1 月 1 日現在に納税義務の対象にならないことから減額にはなりません。(20 年 1 月 2 日以降に亡くなられた場合は、納税管理人(相続人)の申告により対象となります。)
- Q 3 平成 18 年分の所得税は課税されていますが、平成 19 年中に海外勤務することになりました。市県民税は減額対象となりますか？
- A 3 Q 2 と同じく減額の対象にはなりません。
- Q 4 平成 19 年 1 月 1 日には、入間市に住所がありましたが、10 月に A 市に転出しました。市県民税の減額申請は、入間市と A 市のどちらに提出するのですか？
- A 4 平成 19 年 1 月 1 日現在の住所地である入間市に申請をしてください。
- Q 5 平成 20 年 3 月に退職します。平成 20 年中の収入は無い見込みですが、平成 20 年度の市県民税は減額対象になりますか？
- A 5 所得変動に係る経過措置は、平成 19 年度分の市県民税についてのみ適用されます。この場合、減額の対象にはなりません。
- Q 6 平成 18 年分の所得税は課税されています。平成 19 年分の所得税は、住宅ローン控除で税額控除があり所得税はゼロとなる見込みです。市県民税は減額対象となりますか？
- A 6 経過措置の適用はありません。この措置は、所得変動を理由とする場合に適用されますので、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。